

損害区分に不公平感

被災地・宮城の声を基に 公明、政府に改善迫る

東日本大震災の発生後、被災地では建物や家財を対象にした「地震保険」に関する課題が浮き彫りになっている。理由の一つは、保険金の算定基準になる「損害区分」が被害の実態に合っていないためだ。

とされた場合でも、補償は「一律5%。20%以上50%未満で保険金額の50%が支払われる「半損」

の損害額で区分され、建物の時価の50%以上は「全損」、同20%以上50%未満は「半損」、同3%以上20%未満は「一部損」となっている【図参照】。

地震保険の建物の損害区分は、①保険金額の100%を支払う「全損」②同50%を支払う「半損」③同5%を支払う「一部損」に分かれているが、被害程度に対する補償内容が不十分な点だ。

例えば、損害額が8%と認定された場合でも、18%の損害額が支払われる「半損」

「3・11」と「4・7」の支払い格差是正も

一方、保険金の査定についても課題がある。3月11日に発生した本震（M9.0）と4月7日に起きた余震（M7.1）で、保険金を2回分査定した保険会社と1回分しか査定しなかった保険会社

があったため、被災者には「不公平」との不満が広がっているのだ。

10月22日、仙台市泉区の住民からこうした訴えを聞いた公明党の竹谷とし子参院議員

と伊藤かずひろ宮城県議（県議選予定候補）は、国に改善を働き掛けることを約束。竹谷さんは早速、同27日の参院財政金融委員会を取り上げ、保険の支払いを2回行う必要性を強調した。

谷さんは、被災者支援に真に役立つ地震保険にするため「損害の認定方法をより現実合う方

め「損害の認定方法をより現実合う方



東日本大震災で大きな被害を受けた住宅団地を視察する党宮城県本部の議員団
4月7日 仙台市

地震保険の建物の損害区分例

損害の程度 支払保険金	査定基準 (主要構造部)
全損 保険金額の100%	損害額が建物の時価の50%以上
半損 保険金額の50%	損害額が建物の時価の20%以上50%未満
一部損 保険金額の5%	損害額が建物の時価の3%以上20%未満

※主要構造部とは、基礎・柱・壁・屋根など